

## 医療法人並木会 女性活躍推進対策

### 行 動 計 画 (第 3 回)

すべての職員が女性活躍推進法の趣旨を理解・共有し、女性がより長く就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和5年 8月 1日から令和10年 7月31日の5年間

2. 課 題

- (1) 採用した職員に占める女性の割合を向上させる。
- (2) 事務職女性の平均勤続年数が、男性と比較して短い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目 標 1 : 採用した労働者に占める女性の割合を70%以上にする。

<対 策>

- ・令和5年8月～ 女性活躍推進法の趣旨についての周知を行う。
- ・令和6年8月～ 各事業所における昨年度の女性職員の採用者数を確認し、目標達成に向けての改善点・要望をまとめる。

目 標 2 : 事務職の女性の平均勤続年数を12年以上とする。

<対 策>

- ・令和5年8月～ 女性活躍推進法の趣旨についての周知を行う。
- ・令和6年8月～ 各職場の要望をまとめ、産前産後・育児休暇、保育所の利用など利用可能な両立支援制度の周知を行う。